

令和6年度日本学生支援機構奨学生採用決定者に係る 返還誓約書等の提出について

令和6年4月以降に採用が決定した学生は、下記のとおり「奨学生証」「返還誓約書」等を配付します。また、貸与奨学金採用者においては、返還誓約書の必要事項を漏れなく記入し証明書類を添付のうえ、提出期限までに提出して下さい。

返還誓約書等を期限までに提出しないと奨学金が廃止される場合がありますので、提出期限を厳守してください。

なお、給付奨学金のみ申請していた学生は返還誓約書の提出はありませんが、奨学生証を配付します。

記

1. 貸与奨学金採用者の返還誓約書等の提出期限

採用月	返還誓約書 提出期限
4月採用者（予約採用候補者で4月8日（月）までに進学届を入力した者）	6月3日（月） 必着
5月採用者（予約採用候補者で4月24日（水）までに進学届を入力した者）	7月3日（水） 必着

2. 提出場所

各支援室学生支援

3. 配付書類

奨学生証、貸与奨学生のしおり（ダイジェスト版）

返還誓約書（貸与奨学金採用者）

保証依頼書（機関保証制度を選択した者のみ）

マイナンバー提出書セット（申込時にマイナンバーを提出していない者のみ）

令和6年6月12日

学生部学生生活課

経済支援に関する情報は、本学ホームページ（“筑波大学奨学制度”で検索）

<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/> をご覧ください。